



市 章

# 大津市公報

平 成 31 年 4 月 1 日  
号 外 ( 第 23 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 48 大津市公印規則の一部を改正する規則..... 1
- 49 大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則..... 1
- 50 大津市市税規則の一部を改正する規則..... 1
- 51 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 9
- 52 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則..... 9
- 53 大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....10

### 告 示

- 92 包括外部監査契約の締結について.....10
- 93 計量法による指定定期検査機関の指定の更新について.....11

## 規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第48号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 市印の表大津市之印の項中

	5	てん書	方21	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第20条の3第3項に規定する患者票用	保健総務課長
--	---	-----	-----	---	---	--------

を削り、別表第 1 市印の表大津市の項中「 6 」を「 5 」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第49号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）の一部を次のように改正する。  
第38条の 2 中「100分の108」を「100分の110」に改める。

### 附 則

この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第50号**

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項第2号中「者」の次に「（正当な理由のない自己の都合による退職又は定年退職をした者を除く。）であって、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの」を加える。

様式第4号の3の2中「法人番号」を「宛名番号」に改める。

様式第50号（表）中

「

所得証明 （市県民税課税 / 非課税証明） 年度の証明書は、その前年中の所得を証明することとなります。	最新年度 （申請日時点で発行可能な最新の年度） ____年度 ____年度	
納税証明	市税全て 市県民税 固定資産税 軽自動車税 法人市民税 事業所税	最新年度 ____年度
固定資産課税台帳 記載事項証明	評価証明  公課証明 （税額記載のもの） 固定資産 価格証明（近傍地）	最新年度 ____年度
固定資産課税台帳閲覧	最新年度 ____年度	

を

「

所得証明 （市県民税課税 / 非課税証明） 年度の証明書は、その前年中の所得を証明することとなります。	最新年度 （申請日時点で発行可能な最新の年度） ____年度	
納税証明	市税全て 市県民税 固定資産税 軽自動車税 法人市民税 事業所税	最新年度 （申請日時点で発行可能な最新の年度） ____年度
固定資産課税台帳 記載事項証明	評価証明 公課証明 （税額記載のもの） 固定資産価格証明 （近傍地）	最新年度 （申請日時点で発行可能な最新の年度） ____年度
固定資産課税台帳閲覧	最新年度 （申請日時点で発行可能な最新の年度） ____年度	

に改め、

同様式（裏）中「申請人」を「申請者」に、「評価額」を「評価証明」に、「法人の場合は、」を「個人の場合」にあっては個人印を、法人の場合にあっては」に改める。

様式第63号を次のように改める。

」

様式第63号（第39条関係）

年度 市民税・県民税 税額決定 通知書 納税

あなたの税額をこの通知書のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8並びに大津市市税条例の規定に基づき通知します。

年 月 日 大津市長 印

1 市民税及び県民税の合計年税額

市民税及び県民税の合計年税額	円
徴収方法ごとの年税額	
給与からの特別徴収の方法によって徴収する額	円
公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額	円
普通徴収の方法によって徴収する額	円

2 徴収方法ごとの内訳

普通徴収 □口座振替又は納付書により納める方法です。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
期別税額	円	円	円	円

(配当割額・株式等譲渡所得割額が充当される場合は、充当後の納付額を表示しています。)

口座情報	金融機関名		本店名	
	預貯金種別		口座番号	
	口座名義人		振替方法	

個人情報保護のため口座番号の一部を「\*」で表示しています。

公的年金からの特別徴収 □公的年金支払いの際に、支払者が徴収します。

法人番号	支払者名称	公的年金種別
------	-------	--------

年度	徴収月	特別徴収税額		
		年4月	年6月	年8月
年度	徴収月	特別徴収税額	円	円
		変更前特別徴収税額	( 円)	( 円)
年度	徴収月	特別徴収税額	円	円
		特別徴収税額	円	円

年4月・6月の仮特別徴収の特別徴収税額に変更があり過納金が生じる場合は、差引額に応じて還付又は未納となっている税額へ充当させていただきます。詳細につきましては別途通知させていただきます。

年度	徴収月	特別徴収税額		
		年4月	年6月	年8月
年度	徴収月	特別徴収税額	円	円
		特別徴収税額	円	円

給与からの特別徴収 □給与支払いの際に、支払者が徴収します。  
内訳については、給与支払者に通知していますので、支払者から明細を受け取り御確認ください。  
お問合せの際は、下記番号をお伝えください。

宛名番号

3 所得・控除等の明細

収入・所得・特別控除・繰越損失等(円)			
給与収入金額 *	分離短期譲渡所得(一般)		分離譲渡所得の特別控除前の金額
公的年金収入金額 *	分離短期譲渡所得(軽減)		
営業所得	分離長期譲渡所得(一般)		
農業所得	分離長期譲渡所得(特定)		
不動産所得	分離長期譲渡所得(軽減)		
利子所得	上場株式等に係る譲渡所得	上場株式等に係る損失	
配当所得	一般株式等に係る譲渡所得	上場株式等の配当等に係る損失	
給与所得	上場株式等の配当所得等	先物取引に係る損失	
雑所得(年金)	先物取引に係る雑所得	青色申告者の純損失	
雑所得(その他)	退職所得	居住用財産の譲渡に係る損失	
総合譲渡・一時所得	山林所得	雑損失	
計		事務所・事業所課税	
合計所得金額			

所得控除(円)	
雑損・医療費	
社会保険料	
小規模企業共済	
生命保険料	
地震(損害)保険料	
寡婦(夫)・勤労学生・障害者	
配偶者	
配偶者特別	
扶養	
基礎	
計	

控除内訳

扶養親族該当区分						
配偶者	特定	老人	老同居等	一般	16歳未満	特別障害
						別同居障害
						普通障害

本人該当区分				
未成年	特別障害	普通障害	寡婦(夫)	勤労学生

4 税額明細

区分	課税標準額(円)	市民税額(円)	県民税額(円)
総所得			
分離短期譲渡所得			
分離長期譲渡所得			
株式・配当・先物・退職・山林所得等			
税額控除前所得割額			
調整控除額			
配当控除額			
住宅借入金等特別税額控除額			
寄附金税額控除額			
外国税額控除額			
その他税額控除額			
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額			
所得割額			
均等割額			
合計額			

5 配当割額・株式等譲渡所得割額

「控除超過額」	控除不足額から還付する額	円
「既充当額」	控除不足額から充当した額	円

「控除不足額」とは、市民税・県民税の所得割額から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額をいいます。

お問合せ先	課税内容に関すること	納付相談に関すること
	市民税課 TEL 077-528-2722 FAX 077-524-4944	収納課 TEL 077-528-2729 FAX 077-523-1409

お問合せの際は、下記番号をお伝えください。

宛名番号

様式第65号を次のように改める。

様式第65号(第40条関係)

年度 市民税・県民税 変更(決定)通知書

納税者用

あなたの税額をこの通知書のとおり変更(決定)しましたので、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の8並びに大津市市税条例の規定に基づき通知します。

年 月 日

大津市長



Blank box for stamp or signature

1 市民税及び県民税の合計年税額	
市民税及び県民税の合計年税額	
	円

徴収方法	給与からの特別徴収の方法によって徴収する額	円
こと	公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額	円
年	普通徴収の方法によって徴収する額	円
税		
額		

2 変更(決定)理由

3 徴収方法ごとの内訳

普通徴収 / 口座振替又は納付書により納める方法です。

期 別	納 期 限	変 更 前(円)	変 更 後(円)	差引増減(円)
1期				
2期				
3期				
4期				
随期1				
随期2				
随期3				
普通徴収税額計				

口座情報 個人情報保護のため口座番号の一部を「\*」で表示しています。

金融機関名		本店名	
預貯金種別		口座番号	
口座名義人		振替区分	

公的年金からの特別徴収 / 公的年金支払いの際に、支払者が徴収します。

法人番号		支払者名称		公的年金種類	
------	--	-------	--	--------	--

徴 収 方 法	徴 収 月	変 更 前(円)		変 更 後(円)		差引増減(円)	
年度	仮徴収	年4月					
		年6月					
		年8月					
	本徴収	年10月					
		年12月					
		年2月					
公的年金特別徴収税額計							
年度	仮徴収	年4月					
		年6月					
		年8月					
		年8月					

給与からの特別徴収 / 給与支払いの際に、支払者が徴収します。

徴 収 月	変 更 前(円)	変 更 後(円)	差引増減(円)
年6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
年1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
給与特別徴収税額計			

特別徴収義務者	
---------	--

4 所得・控除等の明細

収入・所得・特別控除・繰越損失等

区 分	変更前(円)	変更後(円)
給 与 収 入 金 額 *		
公 的 年 金 収 入 金 額 *		
営 業 等 所 得		
農 業 所 得		
不 動 産 所 得		
利 子 所 得		
配 当 所 得		
給 与 所 得		
雑 所 得 ( 年 金 )		
雑 所 得 ( そ の 他 )		
総 合 譲 渡 ・ 一 時 所 得		
繰 越 損 失 額 ( 総 所 得 )		
計		
分 離 短 期 譲 渡 所 得		
分 離 長 期 譲 渡 所 得		
分 離 特 別 控 除 額		
上 場 株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得		
一 般 株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得		
上 場 株 式 等 の 配 当 所 得 等		
先 物 取 引 に 係 る 雑 所 得		
退 職 ・ 山 林 所 得		
繰 越 損 失 額 ( 分 離 )		
合 計 所 得 金 額		

5 課税明細

課税標準額

区 分	変更前(円)	変更後(円)
総 所 得		
分 離 短 期 譲 渡 所 得		
分 離 長 期 譲 渡 所 得		
分 離 長 期 譲 渡 所 得		
株 式 ・ 配 当 ・ 先 物 ・ 退 職 ・ 山 林 所 得 等		

税額明細

区 分	市民税額		県民税額	
	変更前(円)	変更後(円)	変更前(円)	変更後(円)
総 所 得				
分 離 短 期 譲 渡 所 得				
分 離 長 期 譲 渡 所 得				
株 式 ・ 配 当 ・ 先 物 ・ 退 職 ・ 山 林 所 得 等				
税 額 控 除 前 所 得 割 額				
調 整 控 除 額				
配 当 控 除 額				
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額				
寄 附 金 税 額 控 除 額				
外 国 税 額 控 除 額				
そ の 他 税 額 控 除 額				
配 当 割 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額				
所 得 割 額				
均 等 割 額				
合 計 額				

6 配当割額・株式等譲渡所得割額

「控除超過額」 控除不足額から運付する額		
変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
「既充当額」 控除不足額から充当した額		
変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)

「控除不足額」とは、市民税・県民税の所得割額から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額をいいます。

お問合せ先 課税内容に関すること 市民税課 TEL (077)528-2722 FAX (077)524-4944

納付相談に関すること 収納課 TEL (077)528-2729 FAX (077)523-1409

お問合せの際は、下記番号をお伝えください。

宛名番号	
------	--

この通知書は、地方税法に規定されている納税通知書に該当します。

様式第70号（裏）を次のように改める。

（裏）

退職所得に係る		市民税 県民税	納入申告書	
(宛先) 大津市長				
年 月 日 提出	年 月 分		人 員	人
退職手当等支払金額	十	億	千	百
特別徴収税額	十	億	千	百
市民税				
県民税				
(内訳)		就 職	年 月 日	
氏名		退 職	年 月 日	
住所		勤 続 年 数	年	
他の退職手当等支払金額	十	億	千	百
備考	(重複期間等)			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。				
特別徴収義務者	住所（居所） 又は所在地	(受付印)		
	氏 名 又は 名称			
	法人番号 又は個人 番号			

「納入済通知書」は直接機械に読み取らせませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。裏面の「納入申告書」についても同様の取扱いをお願いします。

納入金額 の欄等に記入される場合は、下記の標準字体にならって枠からはみ出さないよう大きめのアラビア数字で明瞭に記入してください。

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

退職所得に係る所得割の納入申告については、左の「納入申告書」を記入してください。課税をされる者が複数の場合は「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入申告内訳書」（特徴のしおりに添付）に所定の事項をご記入の上、必ず送付してください。個人事業主の方は、特徴のしおりの記載例をよくご覧の上、納入場所に応じて個人番号をご記入ください。

納入書は納期限を確認し、正しい期別へ納付してください。期別を誤って納付した場合、誤った期別が納付済みとなり、本来の期別への振替や返金はいたしません。なお、納期限までに納付されなかった場合、督促状が発送されたり、延滞金がかかる場合があります。

納入場所

証券納入の場合、証券金額の支払がなかったときは、本領収証書は失効します。

この領収証書は5年間保存してください。

備考 納入場所欄に指定金融機関その他の納入場所を記載すること。

様式第71号の2及び様式第72号を次のように改める。

様式第71号の2 ( 第45条の2関係 )

年 月 日

大津市長 印

住所 (所在地) この用紙は複製防止用紙で黒色の電子公印を使用しています。

氏名 (名称) 様

宛名番号	税務官署処理年月日
年 月 日	年 月 日

法人市民税更正・決定通知書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度又は連結事業年度 ( ) の法人市民税について地方税法第321条の11の規定に基づき、下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

摘 要	更正前の金額		更正・決定後の金額	
	課税標準	法人税割額	課税標準	法人税割額
税率		%		%
課税標準となる法人税額及び法人税割額				
分割後課税標準額及びその法人税割額				
市町村民税の特定寄附金税額控除額				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				
外国の法人税等の額の控除額				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	分割基準		分割基準	
	全従業員数	人	全従業員数	人
差引法人税割額	当市従業員数	人	当市従業員数	人
既に納付の確定した当期分の法人税割額		/		/
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
この更正・決定により、納付すべき法人税割額	月数	月	月数	月
算定期間中の均等割額				
既に納付の確定した当期分の均等割額		/		/
この更正・決定により、納付すべき均等割額		/		/
この更正・決定により、納付すべき法人市民税額		/		/

更正又は決定の理由： 指定納期限 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 納付すべき法人市民税額がある場合は、指定納期限までに納付書によって納めてください。

注2 連結法人の連結事業年度に係る法人市民税の更正又は決定の場合は、「課税標準となる法人税額」の欄には課税標準となる個別帰属法人税額を、「分割後課税標準額」の欄には分割後の課税標準となる個別帰属法人税額をそれぞれ記入しています。

様式第72号 ( 第46条関係 )

宛名番号	受付番号

年度 市県民税減免申請書

年 月 日提出

( 宛先 )

大 津 市 長



現 住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記の事由により減免を申請します。

減 免 申請事由	減免事由	申請事由
		現在の生活状況：
		納付が著しく困難な理由：

下記の規定から選択してください。該当項目が複数ある場合は、全て記入してください。

減免事由

大津市市税規則第46条第1項第1号	生活保護受給開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
大津市市税規則第46条第1項第2号	離職日・廃業日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 疾病名又は心身障害の症状 ( 該当者のみ ) :
大津市市税規則第46条第1項第3号	今年度の所得見込み _____ 円 疾病名又は心身障害の症状 ( 該当者のみ ) :
大津市市税規則第46条第1項第4号	災害の程度 _____ ・半壊・半焼 _____ ・全壊・全焼 _____
大津市市税規則第46条第1項第5号	医療費 ( 保険金、損害保証金等を除く。 ) _____ 円
大津市市税規則第46条第1項第6号	法定相続人所得合計額 _____ 円
大津市市税規則第46条第1項第7号	

資産状況 ( 減免事由 に該当する場合は記入不要 )

預金残高 ( 申請日時点 )	_____ 円
有価証券残高 ( 申請日時点の時価 )	_____ 円
退職金の受取の有無	・無し ・有り ( 金額 : _____ 円 )

注意事項 この申請においては、事由を証明する書類 ( 写 ) を添付し、必要事項を記入の上、各納期限までに提出してください。また、この申請をもって減免を決定するものではないことを御了承ください。なお、減免事由が消滅した場合又はその減免が不適当と認められる場合は、当該減免の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第77号の4中「あて先」を「宛先」に、「住宅重度心身障害者住宅改造費用助成金」を「在宅重度心身障害者住宅改造費用助成金」に改める。

様式第77号の5を次のように改める。

**様式第77号の5 ( 第50条関係 )**

住宅の熱損失防止改修 ( 省エネ改修 ) に伴う固定資産税の減額申告書						
						年 月 日
( 宛先 ) 大津市長						
					住所 申告者 氏名 電話	
次の家屋について、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に基づく固定資産税の減額に係る申告をします。						
納税義務者 ( 所有者 )	住所				氏名 ( 名称 )	
家屋の所在	家屋番号	家屋の種類	構造	床面積	建築年月日	登記年月日
				㎡		
				㎡		
				㎡		
				㎡		
				㎡		
改修完了年月日	年 月 日					
改修に要した費用	円					
改修工事の内容 ( 該当する にチェックしてください。 )	窓の改修工事 ( 必須 )			床の断熱改修工事		
	天井の断熱改修工事			外壁の断熱改修工事		
備考 ( 改修完了後、3か月以内に当該申告書を提出することができなかった場合は、その理由を記載してください。 )						
( 添付書類 )						
増改築等工事証明書 ( 建築士事務所に属する建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書 )						
建築士免許証の写し ( 建築士事務所に所属する建築士が証明する場合のみ )						
工事完了日が確認できるもの ( 工程表又は施工業者の証明等 )						
国などによる補助金等の内容が確認できる書類【該当する場合】						
長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類【該当する場合】						
( 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 ( 平成21年国土交通省令第3号 ) 第二号様式、第四号様式又は第七号様式 )						
省エネ改修に要した費用を証する書類 ( 領収書、見積書等 )						
省エネ改修と直接関係のない改修箇所がある場合は、その内容が確認できる書類						
併用住宅の場合は、居住部分とそれ以外の部分の床面積が確認できる建物図面						



様式第83号中「型名」を「型式」に改める。

様式第111号中「法人(個人)番号」を「宛名番号」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第72号の改正規定は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則様式第50号及び第77号の 4 の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第51号**

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第11号契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項第 2 条第 1 号中「若しくは第20条第 1 項」を「又は第20条第 1 項」に改め、「、又は同法第65条若しくは第67条第 1 項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）」を削り、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

様式第12号備考第 6 項第 1 号を次のように改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

**第 8 条の 2** 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第20条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第17条の 2 又は第20条第 1 項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の 6 又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

様式第13号備考第 7 項第 1 号を次のように改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

**第 7 条の 2** 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第20条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第17条の 2 又は第20条第 1 項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の 6 又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

様式第14号工事請負契約書第44条の 2 第 1 号中「若しくは第20条第 1 項」を「又は第20条第 1 項」に改め、「、又は同法第65条若しくは第67条第 1 項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき」及び「（同法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）」を削り、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第52号**

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「別表第4号、第5号及び第7号」を「別表 の項、 の項及び の項」に改める。

第22条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

家庭廃棄物（大型ごみを除き、市が定期的に収集するものに限る。以下この号において同じ。）をごみ集積所へ排出することが困難な高齢者又は障害者で構成される世帯に対して実施する家庭廃棄物の戸別収集を受けている者が排出する家庭廃棄物を処理する場合 免除

第22条第2項中「者」の次に「（前項第3号に該当する者を除く。）」を加える。

様式第10号中「ごみ処理手数料券の還付」を「廃棄物処理手数料の還付」に、

「

3 還付金の振込先 を  
」

「

3 還付を申請する理由（ ） に

4 還付金の振込先  
」

改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

-----

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第53号**

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則（平成17年規則第125号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に、「220円」を「230円」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る附属設備の利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る附属設備の利用料金については、なお従前の例による。

**告 示**

**大津市告示第92号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所  
吉田 享司 京都府京田辺市松井ヶ丘三丁目23番地3
- 2 契約の期間の始期  
平成31年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算出した執務費用の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払する。ただし、必要があると認めるときは、執務費用に相当する額の範囲内で概算払をすることができる。

-----  
**大津市告示第93号**

計量法(平成4年法律第51号)第28条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定定期検査機関の指定を更新したので、同法第159条第3項の規定により告示する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1 指定定期検査機関の名称  | 一般社団法人滋賀県計量協会 |
| 2 指定定期検査機関の所在地 | 草津市川原町149番1   |
| 3 定期検査を行う地域    | 大津市全域         |
| 4 定期検査を行う特定計量器 | 質量計           |
| 5 指定更新年月日      | 平成31年4月1日     |